

八雲町ホタテ貝アイヌブランド化業務に係る公募型プロポーザル実施要領

八雲町ホタテ貝アイヌブランド化業務については、民間の優れた創造力・技術力・経験等を活用した企画提案を募集し、その内容を審査して最優秀の提案をした者を随意契約の交渉相手方として選定するもの（以下「公募型プロポーザル方式」という。）で、参加を希望する者は本実施要領を参照のうえ、参加申請書類を提出すること。

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 八雲町ホタテ貝アイヌブランド化業務
- (2) 業務の内容 八雲町ホタテ貝アイヌブランド化業務企画提案仕様書による
- (3) 履 行 期 限 契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日まで
- (4) 履 行 場 所 八雲町内
- (5) 本業務に係る委託料の上限額
令和 7 年度 11,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
※この金額は、契約金額の限度を示すものであり、この金額で契約することを約束するものではない。
【参考】令和 8 年度 27,500,000 円程度（消費税及び地方消費税を含む）
令和 9 年度 27,500,000 円程度（消費税及び地方消費税を含む）
※この金額は、プロポーザル審査における提案内容の検討材料としておおよその事業規模を表しており、契約限度額を示すものではない。

2 参加資格要件

応募資格を有する事業者は、単体であって、次に掲げる要件すべてを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本社所在地が北海道内であること。
- (3) 参加表明書の提出締切日において、八雲町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けている者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。

- (5) 国税・都道府県税・市町村税の滞納が無いこと。
- (6) 八雲町暴力団排除条例第 2 条第 1 項に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- (7) 平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに次に掲げる業務を受注し、完了した実績を有すること。
 - (ア) 北海道内における地方自治体又は漁業協同組合、農業協同組合発注の水産物又は農産物のブランド化に関する業務

3 参加表明書の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の提出書類を期限までに提出すること。

なお、期限までに参加表明書を提出しない場合は、提案を受け付けない。

- (1) 提出書類 次の書類を全て提出すること。
 - ① プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）
 - ※代表者印を押印したものを P D F（カラー）にして送信すること。
 - ② 事業者概要書（様式第 2 号）
 - ※令和 7 年 1 月 1 日以降に発行された商業登記簿謄本を P D F（カラー）にして添付すること。
 - ③ 受注・完了実績調書（様式第 3 号）
 - ※実績を証明する資料（契約書写し等）を添付すること。
 - ④ 担当者に関する調書（様式第 4 号）
 - ⑤ 国税・都道府県民税・市町村民税の滞納が無いことの証明書
 - ※令和 7 年 1 月 1 日以降に発行された証明書を P D F（カラー）にして添付すること。
- (2) 提出方法 電子メール（郵送・持参は認めない）
メールアドレス suisan@town.yakumo.lg.jp
- (3) 提出期限 令和 7 年 6 月 30 日（月）午後 5 時 00 分
- (4) 確認結果 令和 7 年 7 月 1 日（火）までに参加資格確認結果通知を電子メールで送付する。送信先アドレスは、プロポーザル参加表明書に記載されたメールアドレスとする。
- (5) 非選定理由 企画提案書の提出要請者に選定されなかった者は、(4)の通知した日の翌日から起算して 5 日以内に電子メール（任意様式、送信先メールアドレスは参加表明書と同じ）により非選定理由について説明を求めることができる。なお、非選定理由の説明請求に対する

回答は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して 10 日以内に電子メールにより行う。その際、送信先アドレスは、プロポーザル参加表明書に記載されたメールアドレスとする。

4 プロポーザルに関する質問の受付及び回答について

本プロポーザル及び関係書類に関する質問は、提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

- | | |
|----------|---|
| (1) 受付期間 | 令和 7 年 6 月 17 日 (火) から
令和 7 年 6 月 30 日 (月) 午後 5 時 00 分まで |
| (2) 受付方法 | 質問書 (様式第 5 号) を電子メールにて送付すること。
メールアドレス suisan@town.yakumo.lg.jp |
| (3) 回答方法 | 質問書に記載されたメールアドレスに、電子メールにて回答する。
なお、質問及び回答の内容は、町ホームページに掲載して公表する。 |
| (4) 回答日 | 令和 7 年 7 月 1 日 (火) |

5 企画提案書等の提出について

- | | |
|----------|---|
| (1) 提出書類 | ① 企画提案書 (様式第 6 号)
② 提案資料 (A 4 判任意様式)
③ 参考見積書 (様式第 7 号)
④ プレゼンテーション参加者名簿 (様式第 8 号) |
| (2) 提出部数 | 紙ベース : ①~④を各 12 部
電子データ : ①~④ } いずれも提出のこと。 |
| (3) 提出方法 | 紙ベース : 〒049-3192 二海郡八雲町住初町 138 番地
八雲町水産課 宛て
※書留やレターパックを利用して到達した記録が残るように送ること。なお、持参は認めない。
電子データ : メールアドレス suisan@town.yakumo.lg.jp |
| (4) 提出期限 | 紙ベース・電子データいずれも令和 7 年 7 月 18 日 (金) 午後 5 時 00 分まで |

6 審査・評価及び選定について

(1) 審査会の設置

提案書等の審査及び評価は、八雲町ホタテ貝アイヌブランド化業務プロポーザル審査会 (以下「審査会」という。) において行う。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- ① 参加資格があり必要書類を提出した者（以下「提案者」という。）について、下記の日程でプレゼンテーション及びヒアリングを行う。日程等の詳細が決まり次第、提案者に通知する。
 - ア 日時（予定）：令和7年7月25日（金）午後
 - イ 会場（予定）：八雲町役場 3階 議員控室
 - ウ 参加人数：5名以内
 - エ 時間配分：60分（プレゼンテーション40分、質疑応答20分）
- ② プロジェクター、スクリーンは八雲町が用意する。プレゼンテーションに使用するパソコン等については、提案者が用意すること。
- ③ プレゼンテーションは、提案書等に基づき時間内に終わること。資料の追加配布は認めない。

(3) 評価

評価項目、評価基準および配点は、別紙のとおりとする。

(4) 選定

- ① 審査会において、提案書等の内容及びプレゼンテーションの提案内容を総合的に審査及び評価し、最高得点者を本業務の最優秀事業者を選定する。
- ② 最高得点者が複数となった場合は、審査会の合議により順位を決定し、本業務の最優秀事業者とする。
- ③ 提案者が1事業者のみであった場合は、評価項目合計の6割を最低基準点とし、最低基準点を満たす場合は当該事業者を本業務の最優秀事業者とする。
- ④ 最優秀事業者に事故等があり、契約が不能となった場合には、優秀者を契約交渉相手方とする。
- ⑤ 結果については、令和7年7月29日に、提案者に対しメールで通知する。その際、メールの送信先アドレスは、企画提案書に記載されたアドレスとする。

7 失格条項等

本プロポーザル参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査会において審査のうえ、プロポーザルの参加を無効とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合

- (5) 本実施要領に定められた以外の手法により、審査員及び関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- (6) 提出書類の提出期限以降において、八雲町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止の措置を受けた場合
- (7) 本実施要領に違反又は逸脱した場合
- (8) プレゼンテーション及びヒアリングに正当な理由なしに参加しなかった場合

8 その他

- (1) 提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を提案者の負担とする。
- (2) 提出された参加表明書及び提案書等は、提案者に無断で利用しない。ただし、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲については、参加表明書及び提案書等の複製、保存等を行う。
- (3) 参加表明書及び提案書等の提出後、提案の辞退を行う場合は辞退書（様式第9号）を提出することにより申し出ることとし、提案辞退後はいかなる理由があっても再提案は認めない。
- (4) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、町が本プロポーザルに関する報告、公表のため必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、八雲町情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 本プロポーザルの実施及び業務スケジュールは以下のとおり予定しているが、変更する場合がある。変更する場合は、参加表明者に文書等で通知する。

日 程	内 容
令和7年6月17日（火）	関係書類公表開始日
令和7年6月17日（火）～令和7年6月30日（月）	質問受付期間
令和7年7月1日（火）	質問に対する回答
令和7年6月30日（月）	参加表明書等提出期限
令和7年7月1日（火）	参加資格確認結果通知
令和7年7月18日（金）	企画提案書等提出期限
令和7年7月25日（金）	プレゼンテーション審査
令和7年7月29日（火）	選定結果通知
令和7年7月下旬～8月上旬	契約手続き